

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(試験)	(試験)
第4条 試験は，定期試験，追試験，再試験その他の試験とする。	第4条 試験は，定期試験，追試験，再試験その他の試験とする。
2 前項に定める試験のほか，授業科目責任教員又は授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は中間試験を随時行うことができる。	2 前項に定める試験のほか，授業科目責任教員又は授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は中間試験を随時行うことができる。
3 第3学年を対象に，修得した看護実践能力を評価するため，看護学科OSCEを実施する。	3 第3学年を対象に，修得した看護実践能力を評価するため，看護学科OSCEを実施する。
4 定期試験は，学期末に行う。ただし，学期の途中で終了した授業科目については，学期末以外の時期に行うことができる。	4 定期試験は，学期末に行う。ただし，学期の途中で終了した授業科目については，学期末以外の時期に行うことができる。
5 追試験は，定期試験の受験資格を有する者のうち，次の各号のいずれかに該当する事由により当該試験を受験できないときに，あらかじめ授業科目担当教員等に連絡した上で，定期試験欠席届（別紙様式第1号）にその事由を証明する書類を添えて，学長に届け出た者に対して行う。ただし，やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は，当該試験日から起算して原則とし	5 追試験は，定期試験の受験資格を有する者のうち，次の各号のいずれかに該当する事由により当該試験を受験できないときに，あらかじめ授業科目担当教員等に連絡した上で，定期試験欠席届（別紙様式第1号）にその事由を証明する書類を添えて，学長に届け出た者に対して行う。ただし，やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は，当該試験日から起算して原則とし

て3日以内に、やむを得ない事由を明記したうえで届け出なければならない。

(1) 旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大達第64号）第9条の3第1項各号に定める事由

(2) 災害、不慮の事故又はその他真にやむを得ない事由（授業科目担当教員等が認めた場合に限る。）

6 再試験は、定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

(削除)

(略)

(留置)

第9条 次の各号の一に該当する者は、進級（卒業も含む。以下同じ）させず、原級に留め置くものとする。

(1) 第1学年から第3学年の当該学年における必修科目単位のすべてを修得しなかった者

(2) 第1学年末までに、一般基礎科目における選択科目のうち6単位以上の単位を修得しなかった者

(3) 看護学科OSCEに合格しなかった者

(4) 第4学年末において、学則第33条第2項に定める卒業要件を満たさなかった者（新設）

(留め置かれた者の再履修)

第10条 前条第1号の規定により原級に留め置かれた者は、単位修得を認定されなかった授業科目を、留め置かれた学年において再履修しなければならない。

(略)

附 則

て3日以内に、やむを得ない事由を明記したうえで届け出なければならない。

(1) 旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大達第64号）第9条の3第1項各号に定める事由

(2) 災害、不慮の事故又はその他真にやむを得ない事由（授業科目担当教員等が認めた場合に限る。）

6 再試験は、定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

7 試験は、在籍している学年の必修科目以外は、履修登録をした者でなければ受験できない。

(略)

(留置)

第9条 次の各号の一に該当する者は、進級させず、原級に留め置くものとする。

(1) 第1学年から第3学年の当該学年における必修科目単位のすべてを修得しなかった者

(2) 第1学年末までに、一般基礎科目における選択科目のうち6単位以上の単位を修得しなかった者

(3) 看護学科OSCEに合格しなかった者

(留め置かれた者の再履修)

第10条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定されなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

(略)

この規程は、令和8年9月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

学則の一部改正に合わせて所要の改正及び文言等整理を行うもの。